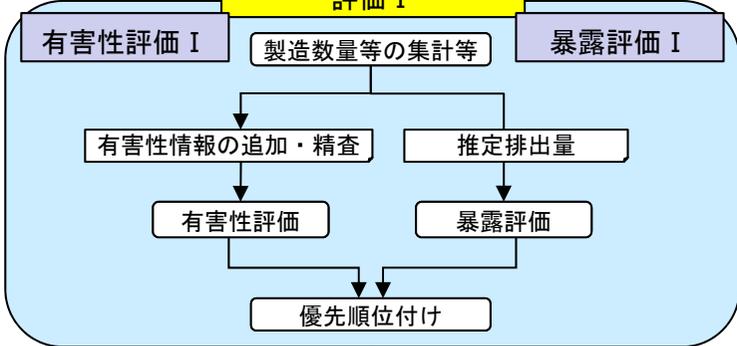


評価の準備

製造・輸入数量の全国合計10t以下の物質

評価Ⅰ



全国推計排出量1t以下の物質
評価Ⅱに進まなかった物質

製造数量等の監視

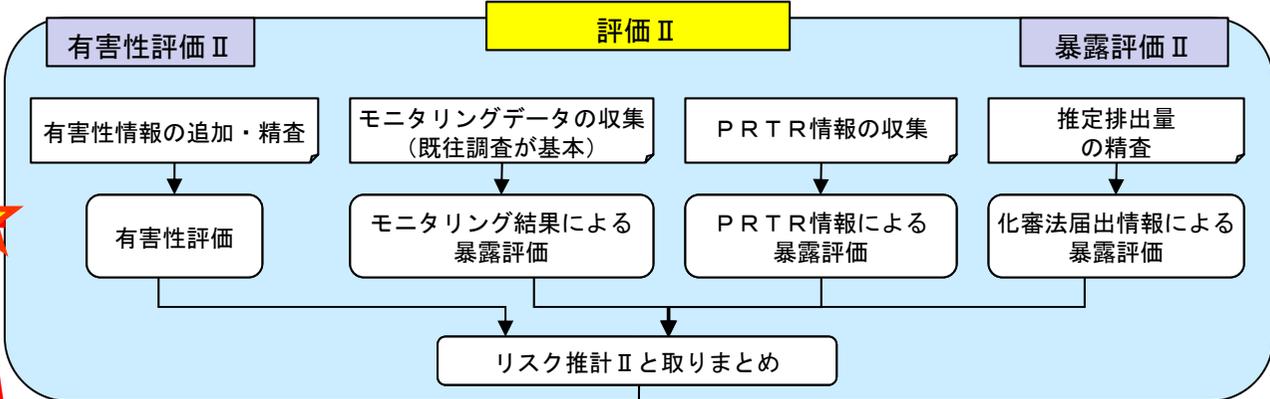
過去3年以上、製造・輸入数量の
全国合計値10t以下の物質、又は
全国推計排出量1t以下の物質
届出不要物質相当と確認された場合

優先評価化学物質の指定の取消し
(法第11条)

有害性情報の提出の求め (法第10条第1項) 有害性情報の報告 (法第41条)

優先順位や必要な有害性情報の
有無を勧告して順次評価Ⅱへ

評価Ⅱ



優先評価化学物質の指定の取消し
(法第11条)

有害性情報の提出の求め (法第10条第1項) 有害性情報の報告 (法第41条)
取扱い状況の報告の求め (法第42条) 自主的な取扱い状況の報告
追加モニタリング等

評価Ⅲ

排出地点、排出量、モニタリングデータ等を
精緻化して再評価

優先評価化学物質の指定の取消し
(法第11条)

有害性調査指示
(法第10条第2項)

★ : 審議会の意見の聴取
(法第56条)

第二種特定化学物質の指定 (法第2条3項)
について審議会の意見聴取

第二種特定化学物質の指定 (法第2条3項)
について審議会の意見聴取

第二種特定化学物質に指定

一般化学物質へ